平成２７年　通常総会

議　案　書

月　日　　平成２７年５月27日（水）

場　所　　札幌市民ホール

時　間　　13時30分 ～

NPO法人 シーズネット

会 議 次 第

1. 開　　会

2. 資 格 審 査 報 告

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選出

5. 議　　事

第Ⅰ号議案　平成 26 年度事業報告について

第Ⅱ号議案　平成 26 年度決算報告について

第Ⅲ号議案　平成 26 年度の監査結果について

第Ⅳ号議案　平成 27 年度事業計画(案)について

第Ⅴ号議案　平成 27 年度活動予算書(案)について

第Ⅵ号議案　定款の改正(案)について

第Ⅶ号議案　役員報酬規則(案)について

第Ⅷ号議案　シーズネット会費規則(案)について

第Ⅸ号議案　理事・監事の選任(案)について

6. その他

7. 閉　　会

事業年度(平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日)

(第Ｉ号議案)

平成 26 年度事業活動報告

Ｉ. 事業活動環境の改善

１．認定ＮＰＯ法人格の取得

シーズネットの財政基盤を改善するともに、寄付金等をより多く集める活動を通して、シーズネットの活動の意義を広く世間に知ってもらう事を目的に、3 年前から認定ＮＰＯ法人格の取得に取り組んできました。平成 26 年 5 月 30 日付で札幌市指定ＮＰＯの指定を受け、平成 27 年 1 月 29 日(札自治第 7208 号)付で認定ＮＰＯを受けることができました。

手続き等については、公益財団法人損保ジャパン記念財団の 2013 年度社会福祉助成(NPO 基盤強化資金助成)による助成金(30 万円)を活用させていただくことができ、スムーズに行うことができました。

指定・認定を受けたことに伴い寄付受領用口座を開設し、口座への振込、シーズネット祭りでの受付、シーズネット窓口での受付等、平成 26 年度において４１０，８８８円の寄付金をいただきました。

Ⅱ. 仲間づくりの推進

１．　会員数の維持とサークル活動の活性化

（１)会員数の状況

会員数の確保に向けて、関係団体を通じてのシーズネット通信の配布、ホームページのリニューアル、各種講演会・セミナーへの参加呼びかけ、シーズネット祭りの市民公開等の活動を通して会員参加を努力した結果、１７３名の新規加入がありましたが、退会者が１９０名発生し、会員数は対前年度比、１７名の減となりましたが、９６１名と９００名台を維持することができました。**【議案Ｉ－１参照】**

（２)サークル活動の活性化

①サークル・グループ活動の状況

会員各位の努力もあり、毎年度１万人を超える述べ参加者が活動していますが、今年度は、英会話レッスン、お抹茶を楽しむ会、喫茶カラオケが新規に立ち上がり、絵手紙教室・歌謡体操が復活するなど５サークルが増え、今年度末の活動数は３４となりました。**【議案Ｉ－２参照】**

②推進会議の開催

毎月第二木曜日の 10 時 30～12 時 00 分各サークル・グループの代表及び事務局スタッフが参加して計 12 回開催しました。

役員は、幹事長１名、副幹事長２名、書記１名の４人で構成しており、今年度の幹事は、囲碁を楽しむ会、歌謡サークル、シーズネット合唱団、楽しいお花の４サークルの代表に４月から３月の１年間務めていただき、サークル・グル

ープ間の交流・調整等活動の活性化に向けて活動しました。

２．支部活動への支援と活性化

（１）支部活動への支援

支部代表者と運営会議メンバーとで支部代表者会議を開催し、活動を活性化するために取り組んでいることや悩んでいること等の意見交換をして今後の支部のあり方などについて懇談しました。

第１回　平成２６年７月２日（水）シーズネット研修室

（出席：本部８名、旭川２名、空知２名、函館２名）

第２回　平成２７年２月１５日（木）札幌エルプラザ研修室

（出席：本部６名、旭川２名、空知２名、函館１名）

（２）支部活動の状況

①旭川支部

毎月定例役員会を開き、当月の取り組み方針や行事スケジュールを決めてサークル活動、会員交流を中心に活動しながら、新たに軽スポーツ体験や社会見学等の研修活動で会員のモチベーションを高めるとともに、市民に対しての啓蒙をも図り知名度アップに努めました。**【議案Ⅰ－3 参照】**

②空知支部

サロンからたちを拠点に俳句会、水墨画、ブリザードフラワー等のサークル的なものや食事会、ピアノカフェ、クリスマス会、フリーマーケットのように自由参加のサロン的な活動のほか、語る会と称して知識・教養の高い方を招いて会員のモチベーションを高める機会を設ける等、バライティにとんだ活動を展開しました。**【議案Ⅰ－4 参照】**

③函館支部

上新川町会館を活動の拠点として使用させていただきながら、毎月月末に定例役員会を開催して、前月の活動報告、翌月の活動計画や行事スケジュールを決めて、隔月支部通信を発行し、会員に周知を図りサークル活動、会員交流を中心に活動しています。

今年度は、高齢者住宅情報誌「シニア“住まい情報”はこだて」の発行に取り組み実現することができました。また、地域に対する貢献とシーズネットの知名度を高めることを目的にパネル展示や野菜販売のフリーマーケットに参加する等市民に向けての活動を積極的に行いました。**【議案Ⅰ－５参照】**

３．研修会・勉強会の開催

会員の見識を高め、新規会員獲得にもつなげることを目的に、平成１５年から始まった「シニアのための知恵袋講座」は毎月木曜日に開催し、年間１３回、３００人の参加があり、会員外の参加も１７名ありました。

今年度は、遺言書の模擬執筆や高齢者施設の現地での学習といった、単に座学による講座にとどまらず体験型の講座を実施した結果、定員をオーバーする講座も数回発生し、追加講座も１回開催際するなど、過去最多の受講者数となりました。

４．会員交流活動の推進

全会員を対象にした交流の場として、毎年恒例の「シーズネット祭り」「新春交礼会」を開催するとともに、サークル間での合同交流企画を開催しました。サークル・グループ活動主宰者が自発的に役割を担い、サークル間の密接なつながりをもって会員相互の支え合いの関係を醸成する交流を実施できました。

（１）シーズネット祭り

日　時　平成２６年９月１２日（火・祝日）９時５０分～１６時００分

場　所　札幌エルプラザ３階大ホール主会場

参加者　２３４名　　内訳　会員１９３名　市民４１名

今年の開催日は、祝日となりましたが、大ホール前の展示コーナーの展示物を大幅に増やし、一般市民へのアピールに大いに貢献できたと考えております。祭りは、奥田理事長の挨拶からスタートし、本法人が取り組んでいる４項目の事業を紹介し、続いて各サークルの発表、終了時まで会場にいた方全員に、会員の野村喜作さんから提供されたレジャーバックがお土産として配られました。

（２）新春交礼会

日　時　平成２７年１月３０日（金）16 時 00 分～18 時 00 分

場　所　ＫＫＲホテル札幌　５階　丹頂の間

参加者　７９名

奥田理事長の挨拶と乾杯から交礼会がスタートし、引き続きビンゴゲームや有志による舞踊や南京玉すだれなどの余興で盛り上がり、最後はシーズネット合唱団の吉田リーダーの指揮によりシーズネット賛歌を出席者全員の大合唱で盛り上がり盛会裏に宴を終えました。

（３）合同開催による交流会

①豊友会・札樽の集い合同企画

野外の散策等と樺戸博物館の見学

日時　平成２６年５月１０日（土）

場所　美唄市東明公園他

参加者　５４名

②百聞会・歌謡サークル合同企画

ニッカウィスキー工場見学とニセコ温泉での懇談

日時　平成２６年７月１５日（火）

場所　余市ニッカ工場、ニセコ温泉

参加者　３６名

③札樽の集い・旅行クラブ共同企画

小樽運河クルーズとお食事会

日時　平成２６年７月１９日（土）

場所　小樽市内

参加者　１６名

④豊友会・自然と健康を考える会・旅行クラブ・札樽の集い・映画を見る会合同企画の歳忘れ懇親会

日時　平成２６年１２月７日～８日

場所　小樽市朝里川温泉

参加者　４１名

⑤豊友会・自然と健康を考える会合同企画

グランドゴルフをとおしてスポーツ交流会

日時　平成２７年１月２０日(火)

場所　札幌市つどーむ

参加者　７名

（４）高齢者福祉バスの活用

札幌市社会福祉協議会地域福祉課が提供する高齢者福祉バス制度を活用しサークル活動等の開催・体験エリアを広げ、活動の活性化を図るため積極的に活用を図りました。

今年度は 4 台を活用しました。

①平成 26 年５月 10 日(土)　利用者：豊友会他
　　行　事：美唄方面でのお花見施設見学会

②平成 26 年 6 月 24 日(火)　利用者：シーズネット合唱団
　　行　事：由仁方面での工場見学会他

③平成 26 年 7 月 15 日(火)　利用者：百聞会他
　　行　事：余市方面での施設見学と懇親会

④平成 26 年 10 月 10 日(金)　利用者：歩こう会
　　行　事：増毛方面での懇親会

Ⅲ. 居場所づくりの展開

地域に住む会員の交流の場として、また、広く市民が集える場を提供する活動としてサロンの開設及び開設・運営の支援を行いました。

（１）地域交流サロン活動

① サロン「このはな」

平岸この花団地内第二集会場での活動は 3 年目となりました。

開設日は土、日、祝日を除く平日の 10 時～16 時の時間帯に支援者が毎日常駐して活動し、この間の利用者数は年間 1700 余名で、増減は変化有りませんでしたが、団地内の認知度が上がってきたのは良い兆しです。

今年度の利用者は延べ 1,728 名で昨年を 23 名減となりました。（下記参照）

利用増進の努力として、月間スケジュール表毎月約 500 枚を関係機関・施設等に棚への掲出、掲示板への掲出、各戸配布を行いました。

●棚への掲出・・・札幌エルプラザ、豊平区民センター、平岸まちづくりセンター

●掲示場へ掲示・・ＵＲ新木の花団地

●各戸配布・・・・新木の花市営団地

	稼働日数	延べ利用人数	一日当たり	ＵＲ利用者
２５年度	239	1,751	7.4	173
２６年度	241	1,728	7.2	220

② サロン「なないろ」

昨年まで不定期に開催していた厚別区もみじ台管理センター内での、ふれあい映画、おしゃべりサロンを、「サロンなないろ」として定期に開催することとしました。

サロン開設３回　参加者１０３名　上映映画：「タイタニック」等

（２）札幌市シニアサロンモデル事業立上げ支援

札幌市が高齢者地域貢献支援事業として推進している「札幌市はつらつシニアサポート事業」を活用して、シニアサロンや高齢者団体によるチャレンジ事業の立ち上げを計画しているシニア団体の申請業務及び事業活動報告等の作成の指導及び支援を行うことを札幌市と協定しています。

前年度以前には、立上げに対する指導や申請書作成まで支援したところが数件ありましが、前年度も今年度も、特に支援実績はありませんでした。

（３）もみじ台管理センター有効活用支援活動

日興美装工業株式会社が札幌市から受託している市営もみじ台団地管理センターの有効活用事業を連携して運営するとともに、厚別区もみじ台地区住民の高齢者の見守りや支え合い活動を実施しています。

① もみじ台管理センター運営業務

担当者２名を雇用し、受付業務、図書館業務を支援しています。

② もみじ台地区支え合い活動

もみじ台地区住民の交流の機会をつくって、住民同士の支え合う心が醸成される場として開催しました。

③ なないろテントの活用促進

前年度については「札幌市ＮＰＯによるネットワーク事業」助成を受けて購入した「なないろテント」は、モデル地区厚別区第二もみじ台自治会と連携して、同地区を中心にテントを活用した野外コミュニティを開催してきましたが、今年度は他の地域へも拡大して、活用することとして貸し出し業務を行いました。

貸し出しは、第２もみじ自治会、自治会連合会、子ども児童会館、厚別区社会福祉協議会など５回実施しました。

Ⅳ. 役割づくり事業の展開

１．　受託・助成事業

（１）サービス付高齢者向け住宅登録事業（北海道、札幌市）

平成 23 年 10 月からスタートした、サービス付き高齢者向け住宅登録制度は、北海道所管分と札幌市所管分を受託し 4 年目が過ぎましたが、26 年度末登録数は北

海道所管分が 133 件 4,532 戸、札幌市所管分が 157 件 7,198 戸となっています。この登録規模は、北海道は都道府県別では大阪府について 2 位の位置にあり、市町村別では札幌市が第 1 位の位置にあります。要因は定かではありませんが、道経済の低迷や道民の意識等が起因しているとも考えられます。

登録業務は、北海道分、札幌市分としてそれぞれ 1 名の職員を雇用してすすめており、初年度、次年度に比較し新規登録は少なくなってきておりますが、登録済み分の増加により、変更登録件数が増加傾向にあり、業務量としては増えつつあります。

（２）話し合いたい(傾聴)サポーター養成・派遣事業（ＪＴ助成事業）

高齢者向け住宅などに傾聴ボランティアを派遣する事業を、JT の NPO 助成を活用してはじめました。まず「「話し合いたい(傾聴)サポーター」の養成を行い、研修を修了したボランティアを高齢者住宅等に派遣し、孤独・孤立になりがちな状況を傾聴というアプローチで緩和するというものです。

・養成研修 2 回実施　研修修了者 32 名（うちサポーター登録 23 名）

・サポーター派遣：3 件（３月末）

（３）配食・共食・調理援助事業（ＷＡＭ助成事業）

ＷＡＭ(福祉医療機構)の助成を受け、配食・共食サービスを実施しました。

内容は、ボランティアが配食弁当を利用者宅に届けるだけでなく一緒におなじ弁当を食べながらコミュニケーションを図るというものです。

西区をモデル地区に１月から３月にかけて実施しましたが、予想より利用者が少なく１０名の利用でした。この事業のために、1 月 6 日ボランティアの養成研修を行い、10 名の方が受講しました。また、ハツキタ商店街と連携して 2 月 28 日に会食会(生寿司握りたて)も行い、20 名の参加がありました。

（４）市民向けセミナーの実施

傾聴ボランティアと配食・共食サービスの実施について、広く市民にアピールして、課題を共有することをねらいとして、市民向けセミナーを開催しました。

・３月２８日(土)13：30～16：30　札幌エルプラザ大ホール

・テーマ「孤立しない高齢者の住まいと生活」

・参加者　１２０名

２.自主事業

（１）北海道孤立防止ネットワーク事業

札幌市の委託事業「さっぽろ孤立死防止ネットワーク事業」が終了し、平成 26 年度から自主事業として「北海道孤立防止ネットワークセンター」を新たに立ち上げました。少しでも孤立死を防止する観点から、見守り活動などを促進する“①相談窓口　②シンポジウム・イベント開催　③出前講座など”を実施しております。

≪シンポジウム・イベント開催≫

① 創活フェア

日　時：平成 26 年 9 月 26 日(金)10:00～16:00

場　所：札幌エルプラザ３Ｆ大ホール
参加者：約５００名
内　容：講演「幸せな人生の旅路を考える」、シンポジウム及び終活関連グッズの展示

② 住まいの情報セミナーⅠ
日　時：平成 27 年 1 月 26 日(月)13:30～16:00
場　所：札幌市民ホール２Ｆ会議室
参加者：８１名
内　容：講演「札幌市における包括ケアについて」及びシンポジウム

③ 第３回団地サミット２０１５
日　時：平成 27 年２月 18 日(水)14:00～16:00
場　所：札幌エルプラザ３Ｆ大ホール
参加者：２１３名
内　容：講演「生きいきと楽しく、団地づくりの知恵と工夫」及びシンポジウム

④ 住まいの情報セミナーⅡ
日　時：平成 27 年３月９日(月)13:30～16:00
場　所：札幌市民ホール２Ｆ会議室
参加者：８８名
内　容：講演「誰もがいつまでも安心して住み続けるために」及びシンポジウム

（２）介護職員初任者研修事業
平成２６年度に開催する方向で事業計画にも位置づけしましたが、マンパワ収支の問題で実施を次年度以降に繰り延べることとしました。

３．市民ボランティアへの積極的な参加
（１）札幌市大通公園花壇ボランティア
シーズネット 10 周年を記念してスタートした大通り公園花壇ボランティア活動も 5 年目を迎え、大通公園西 3～4 丁目のボーダー花壇 2 面を担当し、参加者 44 名に分けて 4 月から 10 月までの毎週木曜日 10 時から 12 時まで作業を行い、市民・観光客から喜ばれました。

（２）野幌森林再生団体型森林づくり事業
平成 22 年度からの 3 年間の契約に引き続き、平成 25 年度から 28 年 3 月までの第 2 期契約の 2 年目となりました。
平成 17 年の台風被害で大量に発生した風倒木再生事業であり、原生林の笹の刈り取りや蔓きりなどを行い、苗木を植えて林野の再生を目指す事業にボランティアとして参加しました。

（３）福祉除雪ボランティア
福祉除雪ボランティアを募集しましたが、今年度は一人の参加者もなく、

活動を行うことができませんでした。これはシーズネットの会員が年々高齢化していることが起因しているものと考えられます。

（４）北海道中国・樺太等帰国者支援事業(北海道社会福祉協議会)

市内に多数居住する中国・樺太等帰国者とその家族が、地域で孤立しないように、地域住民やボランティアとの相互理解と交流に結び付く諸活動に取り組みました。

①平成 26 年 7 月 27 日厚別区、平成 26 年 9 月 29 日東区、平成 26 年 10 月 13 日厚別区と 3 回実施し、延 522 名が参加しました。

②帰国者１・２世が学ぶ日本語教室での、話し相手となるボランティア活動も実施ました。

Ⅴ. 地域協働への取り組み

１. 町内会との協働

鉄西地区町内会と平岸地区町内会に加入し、地域活動に積極的に協力しています。特に鉄西連合町内会が中心となって、住みよい地域づくりを図るため、本法人をはじめとする約 30 の各種団体が参加する「鉄西コミュニティネットワーク会議」に参加し啓発活動などの連携・協力に努めています。

２. イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン

全国のイオングループが展開している「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」の札幌苗穂店に団体登録し、会員の皆様に毎月 11 日のイオンデーに黄色いレシートをシーズネットの指定ボックスに、投函していただくようお願いするとともに、事務局員がイオン苗穂店にでむき、買い物客に黄色いレシートの投函を呼びかけた結果、２６，８００円の還元を受けることができました。

Ⅵ. 事務局主体活動

１. 新入会員オリエンテーション

新入会員オリエンテーションを毎四半期ごとに(4 月 25 日、7 月 25 日、10 月 24 日、1 月 30 日)開催し、36 名の参加がありました。新入会員のシーズネットへの入会動機等を発表していただき、シーズネットの事務局の役割、サークル活動の現状、シーズネット通信の読み方などについて説明した後、シーズネット活動への参加を呼びかけました。

２. シーズネット通信の発行

今年度のシーズネット通信は、毎月、通巻 151 号から通巻 162 号までを発行し、会員宛てに送付するほか、札幌エルプラザ、イオン発寒店の広報スタンドへ掲出、町内会、各種福祉団体、行政の出先機関、各マスコミ等へ配布しています。

記事内容は、奥田理事長の巻頭言、各事業の開催案内、サークル・グループの活動計画等を掲載していますが、今後はシーズネット活動の方針等を盛り込むとともに会員の積極的な情報交換の場として活用していただくことも検討しています。

３.ホームページの作成

平成１６年6月に開設したホームページを平成26年9月に全面的にリニューアルして、より見やすくするとともに、認定ＮＰＯ法人に求められる、事業活動状況や決算状況等を広く市民への開示する内容を網羅しました。

４.各種会議の開催

（１）平成26年通常総会の開催

日　時　平成26年5月27日（火）12時30分～15時30分

場　所　札幌市民ホール　第１及び第２会議室

出席者　617名（出席者84名　委任状533名）

（２）理事会の開催

第36回　平成26年5月10日　　於シーズネット研修室

第37回　平成26年5月27日　　於札幌市民ホール

第38回　平成26年12月13日　於シーズネット研修室

第39回　平成27年2月21日　　於シーズネット研修室

主な議題は、通常総会に上程する議案書の議決、中間決算期における活動計画の進捗状況・活動決算の確認、新年度活動計画・予算、定款変更・新たな規程の制定の審議等を行いました。

（３）運営会議

運営会議は、業務理事及び事業担当責任者の8名が定例メンバーとして、会員活動の問題解決、各種事業の進捗確認等の当法人活動の円滑な推進を期するため、毎月1回、計12回開催しました。

（４）スタッフ会議

事務局員全員参加の会議で運営会議の取り決め事項の報告、事務局主導の各種行事の徹底と連絡事項の周知徹底を図るため月1回、計12回開催しました。

（議案Ⅰ-1）

平成26年度　事 業 報 告

1．組 織 状 況

会員の組織状況（平成27年3月31日現在）			
※会員総数		961名	前年度 978名
	団体会員	26名	〃 28名
	賛助会員	8名	〃 53名
	個人会員	927名	〃 897名
※男女別会員数及び平均年齢			
	男　　性	292名	前年度 305名
	女　　性	635名	〃 592名
	平均年齢	72.9歳	〃 72.2歳
※地域別会員数			
	札　　幌	797名	前年度 770名
	旭　　川	39名	〃 29名
	北　　見	1名	〃 1名
	空　　知	19名	〃 17名
	函　　館	59名	〃 63名
	釧　　路	5名	〃 7名
	その他地区	7名	〃 10名

2．役員名簿

役　員	氏　　名	住　　所
理事長	奥田　龍人	
副理事長	堤　　紀子	
理　事	國本　正雄	
理　事	八木　紀夫	
理　事	千秋　憲博	
理　事	鐵川　幹夫	
理　事	山根　勝利	
理　事	杉谷　憲昭	
理　事	小林　董信	
監　事	猿渡　照夫	
監　事	小野　　忍	

（議案Ⅰ－2）

サークル・グループ活動集計表

No	サークル名	合計			
		26年度		25年度	
		延回数	延人数	延回数	延人数
1	歩こう会	18	367	18	336
2	囲碁を楽しむ会	45	198	63	281
3	映画を観る会	10	105	12	131
4	男の料理教室	12	170	12	154
5	カーリンコン	11	106	1	3
6	歌謡サークル	11	302	12	363
7	歌謡体操	2	15	11	63
8	ゴルフを楽しむ会	8	119	8	96
9	酒と語り場	21	290	22	366
10	札樽のつどい	1	24	3	34
11	山遊会	26	288	29	322
12	シーズネット合唱団	24	1,101	24	1,102
13	シーズネットギャラリー	12	46	9	51
14	詩吟サークル	34	126	33	144
15	自然と健康を考える会	26	597	24	528
16	実用ふでの会	48	327	45	398
17	初心者麻雀を楽しむ会	47	1,298	45	1,300
18	楽しいお花	11	41	10	53
19	楽しいシングルライフ	10	147	12	161
20	たべものクラブ	12	322	12	354
21	短歌勉強会	11	76	12	63
22	ハーモニー森の声	10	117	3	38
23	ハーモニカ・オカリナ教室	21	340	21	363
24	百聞会	11	209	12	263
25	夫婦のつどい	6	76	6	83
26	ふまねっと運動	42	275	31	257
27	豊友会	17	236	16	255
28	マージャンクラブ	40	1436	47	1751
29	麻雀入門	48	1571	45	1066
30	旅行クラブ	5	60	6	81
31	土曜のおしゃべり	1	12	9	86
32	絵手紙教室	7	39	3	16
33	サークル合同	5	154	2	85
34	朗読を楽しむ会			16	100
35	歌声サロン	2	4		
36	英会話レッスン	20	39		
37	お抹茶を楽しむ会	3	23		
38	喫茶「カラオケ」	5	60		
39					
	合　　計	643	10,716	634	10,747

（議案Ⅰ-3）

旭川支部活動状況表

事業名	事　業　内　容	実施月日	実施場所	実施回数	参加人員
支部総会	支部活動について討議	4月9日	旭川「ししとう」	1回	12名
支部役員会	定期的に支部活動方針検討	4～3月	ときわ市民ホール他	14回	延96名
サークル活動	健康麻雀教室	4～3月	旭川勤労福祉会館	36回	延497名
交流会活動	ランチ会	4～3月	モンテローザ他	7回	延67名
〃	お花見会	5月13日	東神楽；森の湯	1回	10名
〃	道新「いずみ」欄鑑賞会	5/19・10/14	ときわ市民ホール	2回	延11名
〃	カーリンコン体験会	6月20日	旭川勤労者体育センター	1回	8名
〃	納涼夕食会	8月22日	ロワージH「嵐山」	1回	10名
〃	知床旅行会	11月7～9	阿寒～知床方面	1回	4名
〃	太極拳教室	11月25日	サン・アザレア	1回	14名
〃	新年交流会	1月26日	居酒屋ききょう	1回	15名
〃	ふまねっと体験会	1月27日	ときわ市民ホール	1回	25名
〃	カラオケ会	3月11日	シダックス	1回	8名
研修会	ふまねっと講習会	4月23日	ときわ市民ホール	1回	11名
〃	パークゴルフ講習会	7月21日	末広パークゴルフ場	1回	8名
〃	裁判所見学	8月21日	旭川地方裁判所	1回	15名
〃	旭川市議会傍聴	9月29日	旭川市議会	1回	10名
〃	合同墓について	12月9日	ときわ市民ホール	1回	7名
〃	「理想のシニアライフ」にするために	2月10日	ときわ市民ホール	1回	23名
〃	「旭川市の合同墓地」の現状と展望	3月27日	ときわ市民ホール	1回	65名
本部行事参加	支部代表者会議	7月・3月	札幌エルプラザ他	2回	2名

（議案Ⅰ-4）

空知支部活動状況表

事業名	事　業　内　容	実施月日	実施場所	実施回数	参加人員
空知支部総会	支部活動について討議	6月	サロンからたち	1回	12名
サロン交流会	食事会	4～3月	サロンからたち	12回	延120名
〃	フマネット	毎月2回	サロンからたち	20回	延180名
〃	俳句会	5～3月	サロンからたち	11回	延110名
〃	ピアノカフェ	4～3月	サロンからたち	9回	延80名
〃	フリーマーケット	6･8･10月	サロンからたち	3回	延50名
〃	ブリザードフラワー	4～9月	サロンからたち	3回	延10名
〃	水墨画でうちわ作成	6･7･11月	サロンからたち	3回	延20名
〃	クリスマス会	12月	サロンからたち	1回	31名
〃	映画鑑賞「永遠の0」	8月	いわなび	1回	12名
研修会	俳句について講演 （佐藤宣子氏）	4月	サロンからたち	1回	20名
〃	癌闘病記 （元朝日新聞記者高橋氏）	6月	サロンからたち	1回	20名
〃	現在の精神医療について（札幌なかまの森クリニック院長）	7月	サロンからたち	1回	30名
〃	認知症サポーター養成講座	11月	サロンからたち	1回	18名
地域貢献	フマネット指導	毎月11日	イオン店	12回	90名
本部行事参加	シーズネット祭り	9月	札幌エルプラザ	1回	12名
〃	支部代表者会議	7月･3月	札幌エルプラザ他	2回	延4名

（議案Ⅰ-5）

函館支部活動状況表

事業名	事　業　内　容	実施月日	実施場所	実施回数	参加人員
函館支部総会	支部活動について討議	5月18日	上新川町会館	1回	委任状込57名
月例会	前月の活動報告と翌月の計画	第3日曜日	上新川町会館	11回	延233名
役員会	活動計画の検討	第2水曜日	上新川町会館	14回	延97名
支部通信の発行	編集委員会	偶数月	上新川町会館	8回	延24名
〃	通信発行（第63号～第68号）	奇数月	編集委員宅	6回	全員へ配布
本部行事参加	支部代表者会議	7月・3月	札幌エルプラザ他	2回	延　3名
情報誌発行	シニア“住まい情報”はこだて発行	8月	会員宅他	1回	5名
社会貢献活動	赤い羽根街頭募金活動	10月5日	ボーニアネックス前	1回	17名
〃	地域清掃活動	10月10日	上新川町川沿い	1回	29名
〃	野菜バザー開催（上新川町住民）	8月1日	上新川町会館	1回	18名
他団体行事参加	財団フェステバル（フリーマーケット）	8月24日	陸上競技場	1回	17名
〃	ボランティア連絡協議会「新年会	2月22日	ベル・クラシック	1回	4名
研修会・講座	高齢者自立支援研究会	4～3月	上新川町会館	8回	延57名
〃	地域包括支援センター事業研修	4月20日	上新川町会館	1回	18名
〃	後期高齢者医療制度研修	7月20日	上新川町会館	1回	24名
〃	相続の基礎知識研修	9月21日	上新川町会館	1回	15名
〃	認知症について研修	11月23日	上新川町会館	1回	40名
サークル活動	パークゴルフ	4～10月	近郊パークゴルフ場	13回	延101名
〃	マージャンクラブ	金曜主体	上新川町会館	99回	延2,258名
〃	カラオケ愛好会	4～3月	まねきねこ店	12回	延96名
〃	ふまねっとの会	9～3月	上新川町会館	9回	延59名
〃	日曜マージャンの会	2～3月	上新川町会館	7回	延120名
〃	話食（ランチ）の会	4～3月	市内飲食店	9回	延103名
交流会	観桜会	5月9日	五稜郭公園	1回	30名
〃	マージャン大会	6月・10月	上新川町会館	2回	延76名
〃	パークゴルフ交流会	6月・10月	陣川旧コース	2回	延25名
〃	納涼パーティー	7月15日	スナック「ピリカ」	1回	9名
〃	忘年会	12月16日	まねきねこ中道店	1回	12名
〃	新年会	1月18日	ホテル法華クラブ	1回	36名
〃	初心者向けマージャン講習会	4～3月	上新川町会館	11回	延39名
〃	ボージョレーの夕べ	11月20日	スナック「ピリカ」	1回	7名
〃	鏡開き＆マージャン	1月11日	上新川町会館	1回	36名
〃	町内会とマージャン交流会	2月・3月	上新川町会館	2回	延42名

Ⅱ．平成２６年度決算報告

(第Ⅱ号議案-1)

貸　借　対　照　表

(平成27年03月31日現在)

(単位:円)

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
1.　流動資産			
現金預金			7,695,620
未収金			1,689,058
仮払金			121,595
流動資産合計		9,506,273	
2.　固定資産			
什器備品			703,940
電話加入権			15,000
出資金			30,000
固定資産合計		748,940	
資産合計	10,255,213		
Ⅱ　負債の部			
1.　流動負債			
未払金			3,294,869
前受金			3,000
預り金			24,896
源泉税預り金			46,833
流動負債合計		3,369,598	
2.　固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計	3,369,598		
Ⅲ　正味財産の部			
前期繰越正味財産		7,260,422	
当期正味財産増減額		-374,807	
正味財産合計	6,885,615		
負債及び正味財産合計	10,255,213		

Ⅱ．平成２６年度決算報告

(第Ⅱ号議案-2)

財　産　目　録

(平成27年03月31日現在)

(単位:円)

科　目	金額		
Ⅰ　資産の部			
1．　流動資産			
現金預金		7,695,620	
自主運営事業手持ち現金			926,530
助成受注事業手持ち現金			94,737
北海道銀行札幌駅前支店			6,092,533
ゆうちょ銀行			581,820
未収金		1,689,058	
北海道建築指導課(サ付道)			235,000
札幌市(サ付札)			918,000
日興美装工業㈱()			536,058
仮払金		121,595	
サークル障害等保険料(27年度分)			107,160
雇用労災保険料			14,435
流動資産合計		9,506,273	
2．　固定資産			
什器備品			703,940
電話加入権			15,000
出資金			30,000
固定資産合計		748,940	
資産合計	10,255,213		
Ⅱ　負債の部			
1．　流動負債			
未払金		3,294,869	
サークル障害等保険料(26年度分)			156,840
３月分給与等 4/15払			554,914
配食共食事業精算返還金			1,852,492
傾聴事業報告書作成費用			610,000
各種費用の未払額			120,623
仮受金		3,000	
山本聰会員分の前受年会費			3,000
預り金		24,896	
預かり住民税1名分			24,896
源泉税預り金		46,833	
流動負債合計		3,369,598	
負債合計	3,369,598		
Ⅱ　正味財産の部			
前期繰越正味財産		7,260,422	
当期正味財産増減額		-374,807	
正味財産合計	6,885,615		

Ⅱ．平成２６年度決算報告

（第Ⅱ号議案-3）

活 動 計 算 書

（平成26年04月01日から平成27年03月31日まで）

（単位:円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　経常収益			
1. 会員会費収入			3,041,000
2. 寄付金収入			1,145,278
3. 事業収入			10,272,330
4. 補助金等収入			10,674,708
5. 雑収入			1,972,940
経常収益計	27,106,256		
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費	19,003,179		
(1) 人件費		6,734,963	
人件費計			6,734,963
(2) その他経費		12,268,216	
厚生費			865,580
旅費交通費			1,012,146
諸謝金			2,320,605
賃借料(家賃を含む)			1,665,270
通信費			566,473
印刷費			1,624,087
消耗品費			448,862
水道光熱費			510,322
租税公課			609,900
委託費			1,566,371
その他の経費			1,078,600
2. 管理費	8,477,884		
(1) 人件費		3,237	
人件費計			3,237
(2) その他経費		8,474,647	
旅費交通費			1,661,122
保険料			214,140
賃借料(家賃を含む)			2,558,002
通信費			1,483,191
備品購入費			304,860
消耗品費			930,543
水道光熱費			305,199
委託費			499,458
その他の経費			518,132
経常費用計	27,481,063		
当期正味財産増減額		-374,807	
前期繰越正味財産額		7,260,422	
次期繰越正味財産額		6,885,615	

※　今年度はその他の事業を実施していません。

財務諸表の注記

(第Ⅱ号議案-4)の①

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日　NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

定率法によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別経常費用の内訳

(単位：円)

	シーズネット合計	管理部門	事業部門計	①生活支援	②このはな	③支部
経常費用	27,481,063	8,477,884	19,003,179	314,847	682,180	2,052,500
人件費	6,738,200	3,237	6,734,963	2,158	0	0
給料手当	6,030,316	0	6,030,316	0	0	0
法定福利費	707,884	3,237	704,647	2,158	0	0
その他経費	20,742,863	8,474,647	12,268,216	312,689	682,180	2,052,500
会場費	397,198	74,760	322,438	42,650	17,040	21,980
会議費	45,243	5,000	40,243	0	0	18,102
厚生費	895,580	30,000	865,580	79,440	28,505	14,317
賃借料	1,496,142	976,402	519,740	0	0	0
消耗品費	1,379,405	930,543	448,862	0	14,567	209,873
水道光熱費	815,521	305,199	510,322	0	0	309,186
旅費交通費	2,673,268	1,661,122	1,012,146	7,720	283,400	49,438
手数料	128,361	105,278	23,083	324	486	3,545
租税公課	612,700	2,800	609,900	0	0	0
諸謝金	2,358,403	37,798	2,320,605	167,055	0	42,140
保険料	227,060	214,140	12,920	500	3,660	8,160
通信費	2,049,664	1,483,191	566,473	0	76,683	170,769
諸会費	43,600	16,000	27,600	0	6,000	16,600
新聞図書費	151,907	131,025	20,882	0	0	18,182
印刷費	1,651,637	27,550	1,624,087	0	2,000	129,589
支払報酬	548,430	115,980	432,450	0	0	0
支払家賃	2,727,130	1,581,600	1,145,530	0	161,340	837,790
備品購入費	335,160	304,860	30,300	0	0	30,300
車両費	18,500	0	18,500	0	0	0
委託費	1,389,038	278,200	1,110,838	15,000	0	62,999
雑費・償却費	798,916	193,199	605,717	0	88,499	109,530

	④もみじ台	⑤セミナー	⑥サ付住 登録北海道	⑦サ付住 登録札幌	⑧傾聴ﾎﾞﾗ	⑨配食共食	⑩諸　口
経常費用	3,190,828	1,550,606	2,882,881	2,884,372	1,808,003	2,534,146	1,102,816
人件費	1,861,221	0	1,929,502	2,109,406	4,316	805,428	22,932
給料手当	1,839,000	0	1,643,056	1,821,510	0	726,750	0
法定福利費	22,221	0	286,446	287,896	4,316	78,678	22,932
その他経費	1,329,607	1,550,606	953,379	774,966	1,803,687	1,728,718	1,079,884
会場費	14,960	153,140	0	0	28,268	44,400	0
会議費	0	15,540	0	0	1,523	5,078	0
厚生費	156,400	0	281,172	229,306	0	76,440	0
賃借料	0	83,264	196,336	102,052	83,060	55,028	0
消耗品費	1,619	27,484	22,730	41,006	78,628	52,955	0
水道光熱費	0	53,536	49,200	49,200	49,200	0	0
旅費交通費	177,480	66,700	132,954	128,584	68,350	97,520	0
手数料	5,184	324	2,700	3,392	216	4,374	2,538
租税公課	0	0	0	800	0	0	609,100
諸謝金	801,864	317,055	0	0	610,623	381,868	0
保険料	0	0	0	0	0	600	0
通信費	0	0	134,637	86,976	57,253	40,155	0
諸会費	0	0	0	0	0	0	5,000
新聞図書費	0	0	0	0	2,700	0	0
印刷費	0	97,000	0	0	725,848	669,650	0
支払報酬	152,100	24,000	88,050	88,050	24,000	52,500	3,750
支払家賃	0	9,600	45,600	45,600	45,600	0	0
備品購入費	0	0	0	0	0	0	0
車両費	0	18,500	0	0	0	0	0
委託費	20,000	665,339	0	0	24,300	247,700	75,500
雑費・償却費	0	19,124	0	0	4,118	450	383,996

3．　使途等が制約された寄付等の内訳　　(第Ⅱ号議案-4)の③

当法人の正味財産は6,885,615円ですが、そのうち使途が指定されているものはありません。

4．　その他

ありません

監 査 報 告 書

(第Ⅲ号議案)

平成27年4月25日

特定非営利活動法人 シーズネット

理 事 長　奥 田 龍 人　様

監 事 [illegible] 印

監 事 小野 忍 印

私たちは、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日)の特定非営利活動法人シーズネットの業務及び財産の状況と事業報告書及び計算書類(財産目録、貸借対照表及び活動計算書)について監査を実施いたしました。

私たちは、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事会に出席し必要と認める場合には質問を行った。 また、財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められました。

よって、私たちは、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人シーズネットの平成27年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上

議案Ⅳ号　　平成 27(2015）年度活動計画　（案）

１．基本的な方針

私たちＮＰＯ法人シーズネット（以下「シーズネット」）は、創設者である岩見太市前理事長（代表）が掲げた「安心で豊かなシニア人生を創造すること」を使命として歩んできました。

平成 26 年度は、シーズネットの活動の三本柱である「仲間づくり、居場所づくり、役割づくり」にもう一つの柱として「支え合い」を加え、故岩見代表が最後まで説いていた「地域家族の時代」の理念をさらに推し進めるべく、「傾聴ボランティア」、「生活支援ボランティア」などの育成に努めてきました。

平成 27 年度は、それらをさらに推し進め、シニアがシニアを支え合う仕組みづくりにチャレンジしていきたいと考えております。

希薄化し繋がりがなくなっていく家族の現状に、地域が、仲間が、家族のような役割を果たすことで繋がっていける。そんな夢をすこしでも実現するために、シーズネットは新たな歩みをはじめたいと思います。

以下に、平成 27 年度の事業計画を提案します。

２．事業計画

（１）認定ＮＰＯ法人としての活動への賛同者を増やします

シーズネットの活動は、そのほとんどがボランティアによって支えられており、また収益事業を一切行っていないので、典型的な非営利活動をしているといえます。しかし、その分財政基盤が脆弱でありますので、私たちの活動の意義を広く世間に知らせ、賛同者を募り寄付金等をより多く集める体制を作る必要があります。

そのため認定ＮＰＯ法人としての適切な組織運営や経理処理、ホームページ等における適切な情報公開などを行います。組織運営に関しては、生活支援事業を軌道に乗せ、常勤職員を雇用して運営できるようにします。また、生活支援や住まいの相談、地域の孤立防止対策などに取り組む中で、賛同者を増やし寄付金を増やしていけるような運営に当たりたいと思います。

（２）多様な活動の場の提供による「仲間づくり」の推進

会員同士のコミュニケーションの機会を増やす場の提供が大切になっています。引き続き、サークル活動の質的、量的拡大、会員同士が結びつきやすい場の提供などに努めます。

＜重点目標＞

①サークルの数を増やし、会員数 900 名台を維持します。特に趣味活動を充実させるため講師陣の発掘に努めます。

②各支部の活動については、従来通り支援をしていきます。引き続き支部代表者会議を開催し、支部活動のあり方について支部代表者と検討する場を持ちたいと考えております。

③会員向けの研修や勉強会の場として、また、新規会員獲得の機会として「知恵袋」をいっそう充実して行きたいと思います。

④会員の交流の場として「新春交礼会」、サークル活動の発表の場として「シーズネット祭り」などにも取り組みます。

⑤高齢期になると認知機能が低下しますので、認知機能低下予防のプログラムを作り、継続したトレーニングに取り組みます。

（３）地域での「居場所づくり」の展開

地域に住む会員同士の交流の場が必要です。会員が自らサロンを開設、運営できるように支援します。同時に地域交流サロンに見られる小地域との結びつきも大切になっています。市民のサロン作りにも協力します。

＜重点目標＞

①地域交流サロンこのはなへの支援をはじめ、地域の各地でサロンができるよう支援をします。

②厚別区もみじ台管理センターの運営に協力し、もみじ台地区の住民の地域支え合い事業に協力します。

③厚別区もみじ台地区で昨年始めた「なないろテント」の取り組みを他の地区にも拡大できるよう支援します。

④札幌市のサロン運営補助事業に協力し、市民のサロン立ち上げの技術的アドバイスをします。

（４）社会貢献活動による「役割づくり」の展開

シニア世代が豊かに生きるための地域課題解決に向けての当事者の視点での地域貢献事業は極めて大切になっています。その推進のために、大量に定年（65 歳）を迎える団塊の世代の方々を取り込み、要支援の方への生活支援事業を担えるように育てます。また、地域支援事業としての生活支援事業に取り組みます。

＜重点目標＞

①シニアの住まいの相談窓口として定着した「あんしん住まいサッポロ」の相談事業のさ

らなる充実を目指します。今年度は、住まいの情報誌の増補版を発行します。また、北海道と連携して、全道各地でのセミナー等の開催に協力します。

②北海道と札幌市より委託されているサービス付き高齢者向け住宅登録事業について、堅実な運営を行います。

③自主事業として「北海道孤立防止ネットワークセンター」を運営し、引き続き地域での孤立防止対策に取り組みます。具体的な取り組みとしては、全市の町内会等での懇話会、市民向けセミナーなどを開催します。また、「団地サミット」を引き続き開催するよう取り組みます。

④「介護職員初任者研修事業」に取り組みます。近年、介護職員の確保が厳しい状態が続いております。介護現場でもシニア層の活躍が期待されています。介護職を増やすことは社会的使命でもあり、主にシニア層の介護職資格取得支援を行います。

⑤生活支援を必要とする高齢者へ、介護保険外サービスとしての生活支援を提供できるように事業化します。

⑥「大通公園花壇づくり」や「福祉除雪」「森林づくり事業」などに取り組む会員を募り、市民ボランティア事業に積極的に協力します。

⑦北海道社会福祉協議会から委託を受けて実施している「北海道中国帰国者支援事業」を引き続き実施していきます。

⑧「福祉サービス第三者評価」事業に取り組みます。具体的には「評価機関」として登録し、第三者評価を行えるように調査研究に取り組みます。

⑨認知機能低下予防の事業を行います。

⑩地域課題解決に向けて、団塊の世代を取り込めるようなソーシャルビジネス分野の進出について、次の他団体とのネットワークも加味して検討します。

（５）他団体とのネットワークづくり

さまざまな事業展開を行い、それを拡大していくためには財源の確保と民間企業も含めた他の関係団体との連携を欠かすことができません。

行政からの委託事業の他に多様な助成金制度に目を向けて、シーズネット活動に適用できるような助成金事業にはできるだけ応募すると同時に、シーズネット独自で事業を行うのではなく、行政はもとより民間企業やＮＰＯ団体などの関係団体との連携やネットワークによる拡大を目指します。

＜重点目標＞

①各種助成金の活用により、シーズネットの目的に沿った新たな活動を展開できるよう検討します。

②シニア人生の多様なニーズに対応するため､他のＮＰＯ法人や民間企業とも積極的に連携して、課題の解決に努めます。
③鉄西地区町内会など、日頃からお世話になっている団体との連携・協同に努めます。

（６）事務局体制の整備

認定ＮＰＯ法人として、事務局体制の強化が欠かせません。最大の課題は組織マネジメントです。ボランティアだけでは限界がありますので、生活支援事業に取り組む中で、常勤職員を雇用できる体制を目指します。

＜重点目標＞

①組織マネジメントに関わる常勤職員を雇用します。
②文書管理規定を整備し、文書による管理を徹底します。
③組織運営体制を整備し、理事等の担当分掌を整理します。
④総会議事録、理事会議事録、役員体制等の情報公開を積極的に行います。

活 動 予 算 書（案）

（第Ⅴ号議案）

（平成27年04月01日から平成28年03月31日まで）

（単位:千円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　経常収益			
1. 会員会費収入			3,041
2. 寄付金収入			1,995
3. 事業収入			9,631
4. 補助金等収入			6,735
5. 雑収入			1,973
経常収益計	23,375		
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費	13,785		
(1) 人件費		6,048	
人件費計			6,048
(2) その他経費		7,737	
厚生費			789
旅費交通費			846
諸謝金			1,328
賃借料(家賃を含む)			1,482
通信費			469
印刷費			229
消耗品費			317
水道光熱費			461
租税公課			1
委託費			1,207
その他の経費			608
2. 管理費	9,048		
(1) 人件費		3	
人件費計			3
(2) その他経費		9,045	
旅費交通費			1,841
保険料			214
賃借料(家賃を含む)			2,658
通信費			1,483
備品購入費			305
消耗品費			931
水道光熱費			305
委託費			500
その他の経費			808
経常費用計	22,833		
当期正味財産増減額		542	
前期繰越正味財産額		6,886	
次期繰越正味財産額		7,428	

（第Ⅵ号議案）

シーズネット定款変更(案)

現行の定款規定	新しい定款規定(案)	解説
第１章　　総　　則 (第１条から第４条略) 第５条(事業) この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ① 法人の目的に沿った各種の講演会、講習会、研究会等の開催事業 ② 高齢者の生きがいづくりのためのサロン・サークル等の開催運営事業 ③ 高齢者の福祉向上、居住安定のための相談支援等の事業 ④ 異世代交流、子育て支援、施設や在宅支援などのボランティア派遣事業 ⑤ 豊かな高齢社会の実現に向けた各種の調査研究事業 ⑥ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業 ⑦ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業及び地域支援事業 ⑧ 介護職員初任者研修の開催 ⑨ その他、目的を達成するために必要な事業 (2)その他の事業	第１章　　総　　則 (第１条から第４条略) 第５条(事業) この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①法人の目的に沿った各種の講演会、講習会、研究会等の開催事業 ②高齢者等のサロン・サークル等の開催運営事業 ③高齢者の福祉向上、居住安定のための相談支援等の事業 ④高齢者の認知機能低下予防のための研究等の事業 ⑤異世代交流、子育て支援、施設や在宅支援などのボランティア派遣事業 ⑥豊かな高齢社会の実現に向けた各種の調査研究事業 ⑦介護保険法に基づく指定居宅サービス事業 ⑧介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業及び地域支援事業 ⑨福祉サービス第三者評価事業 ⑩介護職員初任者研修の開催 ⑪その他、目的を達成するために必要な事業 (2)その他の事業	生きがいづくりという理屈を削除し、範囲を高齢者等とする 認知機能低下予防の研究事業を追加 福祉サービス第三者評価事業を追加

①物品の斡旋及び販売 ②役務の提供 ２．その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行なうことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。	①物品の斡旋及び販売 ②役務の提供 ２．その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行なうことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。	
第２章　　会　　員 第６条(会員の種類) この法人の会員は、次の２種とし、正会員を法上の社員とする。 （1）正会員　　この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体 （2）賛助会員　この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体	第２章　　会　　員 第６条(会員の種類) この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって法上の社員とする。 （1）正会員　　この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体で社員総会の議決権を有する。 （2）賛助会員　この法人の事業を賛助するため加入した個人及び団体で社員総会の議決権を有しない。	文言整理及び正会員は議決権を有することを明示する。
第８条(会費) 会員は、会費を納入しなければならない。 2　会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。	第８条(会費) 会員は、会費を納入しなければならない。 2　会費の種類、金額は社員総会の議決を経て定め、納入方法等の事務手続等は理事会が定める。	基本的な部分と、事務的な部分を区別する。
第１１条(除名) 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決	第１１条(除名) 会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、	除名の条件が規定されているので、理事会決

の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) この法人の定款又は規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき	議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1)この法人の定款又は規則に違反したとき (2)この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき	議で実行できることとする。
第３章　　役　員　等	第３章　　役　員　等	
第１３条(役員) この法人に次の役員を置く。 (1) 理事　　３名以上 12 名以内 (2) 監事　　１名以上２名以内	第１３条(役員) この法人に次の役員を置く。 (1)理事　　３名以上 12 名以内 (2)監事　　１名以上２名以内	
２　理事のうち、１名を理事長とする。	２　理事のうち、１名を理事長とする	
３　理事のうち、副理事長２名以内を置くことができる。	３　理事のうち、統括副理事長１名、副理事長１名を置くことができる	副理事長２名のうち１名を統括副理事長とする。
第１４条(役員の選任) 役員は、総会において選出する。	第１４条(役員の選任) 役員は、社員総会において選出する。	文言を整理する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。 (以下省略)	２　理事長、統括副理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。 (以下省略)	統括副理事長を加える。
第１５条(役員の職務) 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。	第１５条(役員の職務) 理事長及び統括副理事長は、この法人を代表する。また理事長は、本法人の活動を取りまとめる。	代表者を複数とする。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。	２　統括副理事長及び副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、統括副理事長、副理事	

３　理事は業務を執行する。 ４　監事は、法第１８条に定める職務を行う。	長の順にその職務を代行する。 ３　理事は業務を執行する。 ４　監事は、法第１８条に定める職務を行う。	
第１６条(役員の任期) 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。 3　補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	第１６条(役員の任期) 役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	役員の任期を総会から２年後の総会までとする。 第２項を削除し、項を順次繰り上げる。
第１７条(役員の解任) 役員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (以下省略)	第１７条(役員の解任) 役員が次の各号の一つに該当する場合は、社員総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (以下省略)	文言を整理する。
第１８条(役員の報酬) 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。 2　役員にはその職務を執行するために要した費用を支給する	第１８条(役員の報酬) 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。 2　役員にはその職務を執行するために要した費用を支給す	

ことができる。 3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。	ることができる。 3　第１項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て理事会が別に定めることとし、第２項に関し必要な事項は理事会の議決により別に定める。	第１項と第２項の議決機関を区別する。
第４章　　総　会	第４章　　社員総会	
第２０条(種別) この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。	第２０条(種別) この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の２種とする。	文言を整理する。
第２１条(構成) 総会は、正会員をもって構成する。	第２１条(構成) 社員総会は、正会員をもって構成する。	文言を整理する。
第２２条(権能) 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画、事業報告及び決算報告、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。	第２２条(権能) 社員総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算報告、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。	文言を整理する。
第２３条(開催) 通常総会は、毎年１回開催する。 ２　臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。 (以下省略)	第２３条(開催) 通常社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後、３ケ月以内に開催する。 ２　臨時社員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。 (以下省略)	開催時期を、明確にする。 文言を整理する。

第２４条(召集) 総会は、前条第２項第３号に定める場合を除き、理事長が招集する。 ２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号に定める場合には、請求の日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。 ３　総会を招集する場合は、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。	第２４条(召集) 社員総会は、前条第２項第３号に定める場合を除き、理事長が招集する。 ２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号に定める場合には、請求の日から３０日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。 ３　社員総会を招集する場合は、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。	文言を整理する。
第２５条(議長) 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。	第２５条(議長) 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。	文言を整理する。
第２６条(定足数) 総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。	第２６条(定足数) 社員総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。	文言を整理する。
第２７条(議決) 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第２７条(議決) 社員総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	文言を整理する。

第２８条(表決等) 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 ２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。 ３　前項の場合において、表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。 ４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。	第２８条(表決等) 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 ２　やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。 ３　前項の場合において、表決の委任者は、社員総会に出席したものとみなす。 ４　社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。	文言を整理する。
第２９条(議事録) 総会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （以下省略）	第２９条(議事録) 社員総会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （以下省略）	文言を整理する。
第５章　　理　事　会 第３１条(権能) 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	第５章　　理　事　会 第３１条(権能) 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 (1) 社員総会に付議すべき事項 (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	文言を整理する。

第３４条(議長) 　理事会の議長は、理事の中から選出する。	第３４条(議長) 　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。	実態的にする。
第６章　　資産および会計 第４３条(事業計画) 　この法人の事業計画は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	第６章　　資産および会計 第４３条(事業計画) 　この法人の事業計画は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。	文言を整理する。
第４４条(事業報告及び決算) 　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。	第４４条(事業報告及び決算) 　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。 ２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。	文言を整理する。
第７章　　定款の変更及び解散 第４６条(定款の変更) 　この定款は、総会において出席正会員の３分の２以上の議決を経、変更することができる。この場合、法第２５条第３項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を受けて効力を生ずる。 　　(以下省略)	第７章　　定款の変更及び解散 第４６条(定款の変更) 　この定款は、社員総会において出席正会員の３分の２以上の議決を経、変更することができる。この場合、法第２５条第３項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を受けて効力を生ずる。 　　(以下省略)	文言を整理する。

第４７条(解散及び残余財産の処分) 　この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員の３分の２以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。	第４７条(解散及び残余財産の処分) 　この法人は、社員総会の議決による解散をするときは、総会において出席正会員の３分の２以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第１１条第３項に掲げる者のうち、社員総会で議決した者に譲渡する。	文言を整理する。 出席正会員の議決により決定することとする。
第４８条(合併) 　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。	第４８条(合併) 　この法人が合併しようとするときは、社員総会において出席正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。	文言を整理する。 出席正会員の議決により決定することとする。

役 員 報 酬 規 則（案）

第 1 条(目的)

本規則は、特定非営利活動法人シーズネット定款第 3 章第 18 条に基づき、役員報酬に関する、基本的事項を定める。

第 2 条(役員の区分)

本規則において、役員を理事、業務理事、監事に区分して規定する。

⑴ 理事とは、理事長が召集する理事会に出席し、付議された議案の審議に参加し意見をを述べ、表決する理事をいう。

⑵ 業務理事とは、前⑴の行為のほか事務局等に定期、不定期に出向き、事務局等業務遂行及び遂行の管理を行う理事をいう。

⑶ 監事は、特定非営利活動促進法第 18 条の職務を行う者をいう。

第 3 条(役員報酬の基本)

役員の総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

⑴ 報酬の額は月額とし、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

⑵ 役員に就任した翌月から、報酬を支払う。

⑶ 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払う。

第 4 条(報酬等の支給区分)

⑴ 理事および監事は前条第 1 項の規定により決定した額を支払う。

⑵業務理事に対しては前条第 1 項の規定による報酬および事務局等での業務遂行、管理に対する対価を、職員給与規則等を適用して給与として支給する。

第 5 条(報酬の支払日)

役員の報酬の支払は、翌月 15 日とする。

第 6 条(報酬の支払方法)

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員へ支払うものとする。

ただし、法令又は規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

第 7 条(運営細則)

この規則の運用に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第８条(改廃)

この規則を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

付則

この規則は、平成 27 年４月１日より適用する。

シーズネット会費規則(案)

第１条(目的)

本規則は、特定非営利活動法人シーズネット(以下「本法人」という。)の定款第１章総則第８条の規定に基づき、本法人の会費に関し必要な事項を定める。

第２条(会費の種類)

本規則で定める年会費は次のとおりとし、会費は入会するとき並びに以後毎年納めなければならない。

個人正会員	３，０００円
団体正会員	１０，０００円
個人賛助会員　一口	３，０００円
団体賛助会員　一口	１０，０００円

２．入会の申込み、会費の徴収、滞納整理等の事務処理に関する規定は、理事長が別に定める。

第３条(会費の不返還)

既納の会費は定款第１２条の規定に基づき、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

第４条(会費の有効期限)

本規則第２条で定めた会費の納入に伴う、会員資格の有効期限は、会費を納入した月から１年間とする。

第５条(会費の滞納)

会費の滞納が、正当な理由なく２ケ月以上におよぶ会員は、定款第９条第３号の規定により会員資格を喪失する。

第６条(改廃)

本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規則は、平成２７年４月１日より施行する。

（第Ⅸ号議案）

理事・監事の選任について(案)

本年５月末日をもって任期満了となる理事及び監事の後任の選任について
次の者を推薦します。

理　事　候　補

奥　田　　龍　人　（再　任）

國　本　　正　雄　（再　任）

千　秋　　憲　博　（再　任）

鐵　川　　幹　夫　（再　任）

山　根　　勝　利　（再　任）

杉　谷　　憲　昭　（再　任）

小　野　　忍　（新　任）

青　木　　基　成　（新　任）

大　島　　康　雄　（新　任）

神　内　　秀之介　（新　任）

北　村　　美恵子　（新　任）

監　事　候　補

猿　渡　　照　夫　（再　任）

篠　塚　　正　徳　(新　任)